

## 令和4年度農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項

### 1. 流域治水対策（田んぼダムの取組の推進）

田んぼダムの取組を通じた流域治水対策をより一層推進するため、以下の事業で実施する関連施設整備について、農家負担を求めないガイドラインを設定。

- ・農地整備事業

（国営緊急農地再編整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農地耕作条件改善事業 等）

基本事業である農地整備事業と併せて、田んぼダムの取組に必要な整備を行う場合、農地整備事業については従前のガイドラインを、流域治水に資する排水施設の整備については農家負担を求めない防災ガイドラインを適用。

- ・水利施設等保全高度化事業（流域治水推進型）

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備を行う場合、農家負担を求めない防災ガイドラインを適用。

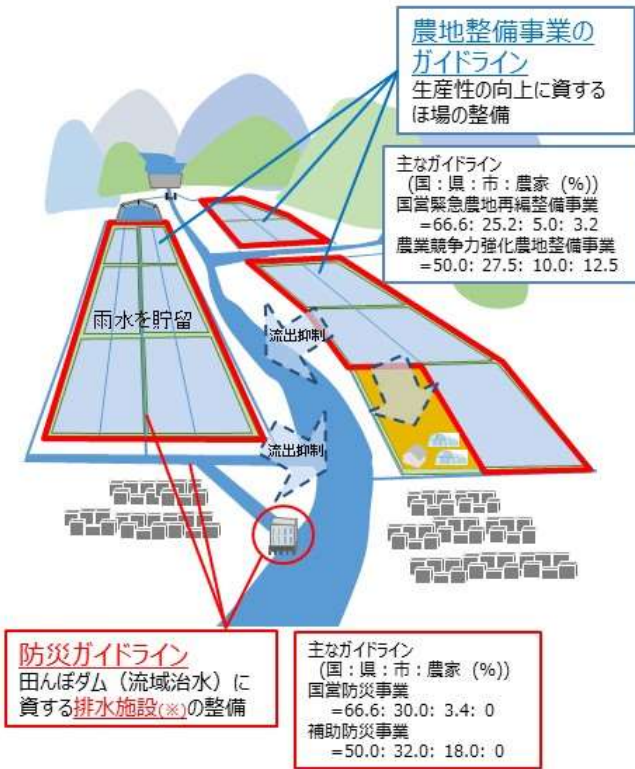
（参考資料1）

### 2. 公共施設等適正管理推進事業債の延長

公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置率30～50%）」を5年間延長（令和8年度まで）。

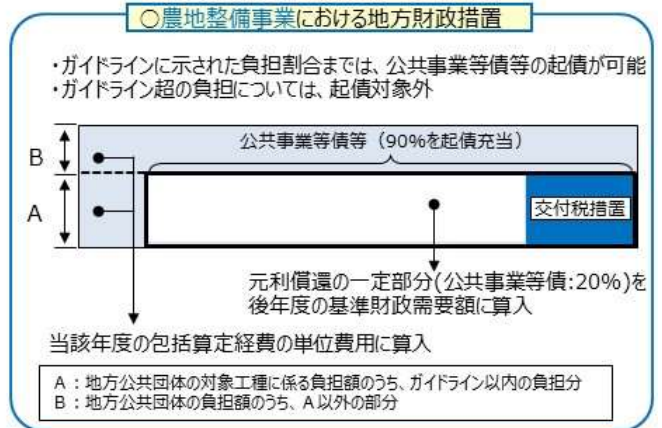
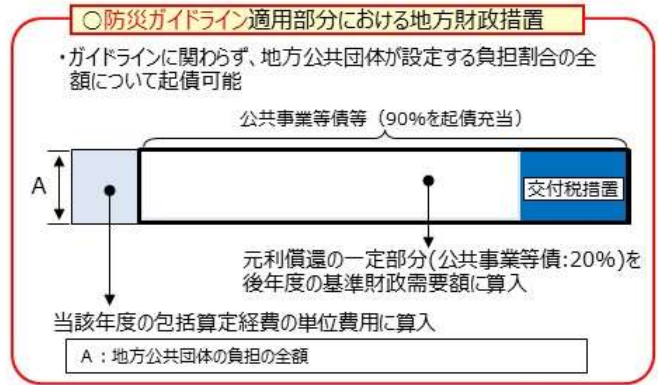
（長寿命化事業において、農業水利施設、農道、地すべり防止施設の老朽化対策も引き続き対象）

田んぼダムの整備に適用されるガイドライン



※排水施設と一体となって流域治水対策に資する施設を含む。

地方公共団体負担分の地方財政措置



お問合せ先

農村振興局整備部設計課

代表：03-3502-8111（内線5561）

ダイヤルイン：03-3595-6338

公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について  
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて](#)・著作権 [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

このページの  
先頭へ